

議案第52号

杉並区立子供園条例及び杉並区保育料等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和元年8月1日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立子供園条例及び杉並区保育料等に関する条例の一部を改正する条例
第1条 杉並区立子供園条例（平成21年杉並区条例第42号）の一部を次のよう
に改正する。

第1条中「別表第1」を「別表」に改める。

第5条第1項を次のように改める。

子供園の保育料（以下「保育料」という。）の額は、次の各号に掲げる区分
に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 短時間保育及び長時間保育 0円
- (2) 一時保育 1時間当たり500円

第5条の2及び第5条の3を削る。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

第2条 杉並区保育料等に関する条例（平成27年杉並区条例第18号）の一部を
次のように改正する。

第1条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定
保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第3条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支
給認定保護者又は」を「教育・保育給付認定保護者又は」に、「支給認定保護者
等」を「教育・保育給付認定保護者等」に改め、同条第2項各号を次のように改
める。

- (1) 特定教育・保育（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第21
3号。以下「政令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保
育給付認定子どもに係るものに限る。）、特別利用保育、特別利用教育、特
別利用地域型保育及び特定利用地域型保育（政令第4条第1項第2号に規定
する満3歳以上保育認定子どもに係るものに限る。） 0円

(2) 特定教育・保育（政令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子ども（以下「満3歳未満保育認定子ども」という。）に係るものに限る。）及び特定地域型保育（満3歳未満保育認定子どもに係るものに限る。） 別表第3条第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。第3条の2中「前条第2項」を「前条第2項第2号」に、「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第4項」を「政令第4条第2項第6号」に、「「所得割」という」を「同じ」に改める。

第4条第1項中「第3条第2項」を「第3条第2項第2号」に、「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同条第2項中「第3条第2項」を「第3条第2項第2号」に、「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第5条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第6条第1項中「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者等」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条、第8条及び第9条第1項中「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者等」に改める。

別表第2を削り、別表第1を次のように改める。

別表（第3条関係）

満3歳未満保育認定子どもの属する世帯の階層区分		保育料月額（満3歳未満保育認定子ども単位）			
階層	条件	0歳児		1歳児及び2歳児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）による支援給付を含む。）を受けている者の属する世帯又は教育・保育給付認定保護者が児童福祉法（昭和22年法律第164	0円	0円	0円	0円

		号) 第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第6条の4に規定する里親若しくは同法第7条第1項に規定する児童福祉施設(乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。)の長である世帯					
B階層		市町村民税非課税世帯(A階層に属する世帯を除く。)	0円	0円	0円	0円	0円
C階層		市町村民税均等割のみ課税世帯(A階層に属する世帯を除く。)	2,200円	2,100円	2,000円	1,900円	1,900円
D階層	第1階層	市町村民税所得割課税世帯(A階層に属する世帯を除く。)	所得割課税額が5,000円未満の世帯	2,800円	2,700円	2,600円	2,500円
	第2階層		所得割課税額が5,000円以上8,200円未満の世帯	3,700円	3,600円	3,400円	3,300円
	第3階層		所得割課税額が8,200円以上11,100円未満の世帯	8,000円	7,800円	7,300円	7,100円
	第4階層		所得割課税額が11,100円以上20,000円未満の世帯	9,900円	9,700円	9,100円	8,900円
	第5階層		所得割課税額が20,000円以上33,300円未満の世帯	11,200円	11,000円	10,300円	10,100円
	第6階層		所得割課税額が33,300円以上48,600円未満の世帯	18,400円	18,000円	16,900円	16,600円
	第7階層		所得割課税額が48,600円以上57,700円未満の世帯	18,800円	18,400円	17,200円	16,900円
	第8階層		所得割課税額が57,700円以上77,100円未満の世帯	22,900円	22,500円	21,000円	20,600円
	第9階層		所得割課税額が77,100円以上97,000円未満の世帯	25,800円	25,300円	23,600円	23,100円
	第10階層		所得割課税額が97,000円以上128,500円未満の世帯	28,300円	27,800円	25,900円	25,400円
	第11階層		所得割課税額が128,500円以上169,000円未満の世帯	30,600円	30,000円	28,000円	27,500円
	第12階層		所得割課税額が169,000円以上183,500円未満の世帯	33,000円	32,400円	30,200円	29,600円
	第13階層		所得割課税額が183,500円以上211,200円	35,000円	34,400円	32,100円	31,500円

	未満の世帯				
第14階層	所得割課税額が211,200円以上233,700円未満の世帯	37,200円	36,500円	34,100円	33,500円
第15階層	所得割課税額が233,700円以上256,300円未満の世帯	39,000円	38,300円	35,700円	35,000円
第16階層	所得割課税額が256,300円以上283,700円未満の世帯	41,000円	40,300円	37,600円	36,900円
第17階層	所得割課税額が283,700円以上301,000円未満の世帯	42,800円	42,000円	39,200円	38,500円
第18階層	所得割課税額が301,000円以上338,500円未満の世帯	44,600円	43,800円	40,900円	40,200円
第19階層	所得割課税額が338,500円以上366,000円未満の世帯	46,200円	45,400円	42,300円	41,500円
第20階層	所得割課税額が366,000円以上397,000円未満の世帯	48,000円	47,100円	44,000円	43,200円
第21階層	所得割課税額が397,000円以上435,400円未満の世帯	52,000円	51,100円	47,700円	46,800円
第22階層	所得割課税額が435,400円以上481,300円未満の世帯	58,600円	57,600円	53,700円	52,700円
第23階層	所得割課税額が481,300円以上540,800円未満の世帯	64,400円	63,300円	59,000円	57,900円
第24階層	所得割課税額が540,800円以上616,100円未満の世帯	69,000円	67,800円	63,200円	62,100円
第25階層	所得割課税額が616,100円以上715,000円未満の世帯	73,200円	71,900円	67,100円	65,900円
第26階層	所得割課税額が715,000円以上850,900円未満の世帯	77,500円	76,100円	71,000円	69,700円
第27階層	所得割課税額が850,900円以上1,150,000円未満の世帯	82,200円	80,800円	75,300円	74,000円
第28階層	所得割課税額が1,150,000円以上1,300,000円未満の世帯	89,000円	87,400円	82,200円	80,800円
第29階層	所得割課税額が1,300,000円以上の世帯	92,400円	90,800円	89,000円	87,400円

備考

- 1 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - (1) 0歳児 0歳の満3歳未満保育認定子ども及び1歳の満3歳未満保育認定子どものうち満1歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。
 - (2) 1歳児及び2歳児 1歳の満3歳未満保育認定子どものうち満1歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの以外のもの、2歳の満3歳未満保育認定子ども及び3歳の満3歳未満保育認定子どもをいう。
 - (3) 保育標準時間 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）第4条第1項の規定による保育必要量の区分が1日当たり11時間までであるものをいう。
 - (4) 保育短時間 府令第4条第1項の規定による保育必要量の区分が1日当たり8時間までであるものをいう。
 - (5) 市町村民税非課税世帯 市町村民税（地方税法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）を課されない者（市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）のみで構成する世帯をいう。
 - (6) 市町村民税均等割のみ課税世帯 地方税法第292条第1項第2号に掲げる所得割を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者並びに同項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該所得割が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該所得割が課されないこととなる者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）のみで構成する世帯（市町村民税非課税世帯を除く。）をいう。
 - (7) 市町村民税所得割課税世帯 市町村民税非課税世帯及び市町村民税均等割のみ課税世帯以外の世帯をいう。
- 2 4月から8月までの月分の保育料の額は前年度分の市町村民税により、9月から翌年3月までの月分の保育料の額は当該年度分の市町村民税により決定するものとする。
- 3 満3歳未満保育認定子どもの属する世帯の階層区分を証明することができない場合は、

当該世帯については、D階層の第29階層にあるものとみなしてこの表を適用する。

- 4 この条例に定めるもののほか、所得割課税額の計算については、規則で定めるところによる。
- 5 市町村民税の賦課期日において、地方税法の施行地に住所を有しない者が属する世帯に係る保育料の額は、規則で定めるところによる。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、附則第3項、第5項及び第6項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の杉並区立子供園条例第5条第1項の規定は、令和元年10月以後の月分の保育料について適用し、同年9月以前の月分の保育料については、なお従前の例による。
- 3 令和元年9月分の保育料に係る第1条の規定による改正前の杉並区立子供園条例第5条の2並びに別表第2（1）備考2及び同表（2）備考2の規定の適用については、同条中「8月」とあるのは「9月」と、同表（1）備考2及び同表（2）備考2中「8月」とあるのは「9月」と、「9月」とあるのは「10月」とする。
- 4 第2条の規定による改正後の杉並区保育料等に関する条例第3条第2項、第3条の2及び第4条並びに別表の規定は、令和元年10月以後の月分の保育料について適用し、同年9月以前の月分の保育料については、なお従前の例による。
- 5 令和元年9月分の保育料に係る第2条の規定による改正前の杉並区保育料等に関する条例第3条の2並びに別表第1備考2及び別表第2備考2の規定の適用については、同条中「8月」とあるのは「9月」と、別表第1備考2及び別表第2備考2中「8月」とあるのは「9月」と、「9月」とあるのは「10月」とする。
- 6 杉並区立子供園条例の一部を改正する条例（令和元年杉並区条例第6号）の一部を次のように改正する。

本則中「別表第1 杉並区立成田西子供園の項」を「別表杉並区立成田西子供園の項」に改める。

（提案理由）

3歳以上児等の保育料を無料とする等の必要がある。

杉並区立子供園条例及び杉並区保育料等に関する条例の一部を改正する条例
新旧対照表（抄）

第1条による改正（杉並区立子供園条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（設置）</p> <p>第1条 幼児の心身の発達に応じて教育及び保育を一体的に実施することにより、幼児の健やかな育成を図るため、杉並区立子供園（以下「子供園」という。）を別表<u> </u>のとおり設置する。</p> <p>（保育料等）</p> <p>第5条 <u>子供園の保育料（以下「保育料」という。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>（1） <u>短時間保育及び長時間保育</u> 0 円</p> <p>（2） <u>一時保育</u> 1時間当たり500 円</p> <p>2 略</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 幼児の心身の発達に応じて教育及び保育を一体的に実施することにより、幼児の健やかな育成を図るため、杉並区立子供園（以下「子供園」という。）を別表<u>第1</u>のとおり設置する。</p> <p>（保育料等）</p> <p>第5条 <u>子供園の保育料（以下「保育料」という。）は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p>2 略</p> <p><u>（要保護世帯等に係る保育料）</u></p> <p><u>第5条の2 前条第1項の規定にかかわらず、幼児の属する世帯に子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第4項に規定する要保護者等がいる場合であって、当該世帯の所得割課税額（当該世帯に属する</u></p>

者についての子供園を利用した月の属する年度（子供園を利用した月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下「市町村民税」という。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。以下「所得割」という。）の額（規則で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額をいう。以下同じ。）が規則で定める額以下であるときの当該幼児に係る保育料（一時保育の保育料を除く。次条において同じ。）の額は、規則で定めるところによる。

（多子世帯に係る保育料）

第5条の3 第5条第1項及び前条の規定にかかわらず、幼児の属する世帯に規則で定める児童がいる場合の当該幼児に係る保育料の額は、規則で定めるところによる。

2 第5条第1項、前条及び前項の規定にかかわらず、幼児の属する世帯が規則で定める世帯である場合であつて、当該世帯に規則で定める者がいるとき

の当該幼児に係る保育料の額は、規則
で定めるところによる。

第2条による改正（杉並区保育料等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、別に定めがあるものを除き、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>又は<u>教育・保育給付認定子どもの扶養義務者が負担すべき費用</u>（以下「保育料」という。）等について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(保育料)</p> <p>第3条 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育又は特定地域型保育（以下「特定教育・保育等」という。）を受けた<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>又は<u>当該教育・保育給付認定子どもの扶養義務者</u>（以下「<u>教育・保育給付認定保護者等</u>」という。）は、保育料を支払わなければならない。</p> <p>2 前項の保育料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>特定教育・保育（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、別に定めがあるものを除き、<u>支給認定子ども</u>に係る<u>支給認定保護者</u>又は<u>支給認定子ども</u>の扶養義務者が負担すべき費用（以下「保育料」という。）等について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(保育料)</p> <p>第3条 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育又は特定地域型保育（以下「特定教育・保育等」という。）を受けた<u>支給認定子ども</u>に係る<u>支給認定保護者</u>又は<u>当該支給認定子ども</u>の扶養義務者（以下「<u>支給認定保護者等</u>」という。）は、保育料を支払わなければならない。</p> <p>2 前項の保育料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>特定教育・保育（保育に係るものに限る。）及び特定地域型保育</u></p>

213号。以下「政令」という。）
第4条第1項に規定する満3歳以上
教育・保育給付認定子どもに係るも
のに限る。）、特別利用保育、特別
利用教育、特別利用地域型保育及び
特定利用地域型保育（政令第4条第
1項第2号に規定する満3歳以上保
育認定子どもに係るものに限る。）

0円

(2) 特定教育・保育（政令第4条第
2項に規定する満3歳未満保育認定
子ども（以下「満3歳未満保育認定
子ども」という。）に係るものに限
る。）及び特定地域型保育（満3歳
未満保育認定子どもに係るものに限
る。） 別表

3 保育所及び杉並区立小規模保育事業
所（杉並区立保育所及び小規模保育事
業所条例（昭和36年杉並区条例第1
9号。以下「保育所等条例」とい
う。）第1条第2項に規定する杉並区
立小規模保育事業所をいう。以下同
じ。）に係る保育料（以下「保育所等
保育料」という。）は区長に納付し、
それ以外の保育料は教育・保育給付認
定子どもが受けた特定教育・保育等に
係る特定教育・保育施設又は特定地域
型保育事業者に支払うものとする。
(要保護世帯等に係る保育料)

（特別利用地域型保育を除く。）

別表第1

(2) 特定教育・保育（教育に係るも
のに限る。）、特別利用保育、特別
利用教育及び特別利用地域型保育
別表第2

3 保育所及び杉並区立小規模保育事業
所（杉並区立保育所及び小規模保育事
業所条例（昭和36年杉並区条例第1
9号。以下「保育所等条例」とい
う。）第1条第2項に規定する杉並区
立小規模保育事業所をいう。以下同
じ。）に係る保育料（以下「保育所等
保育料」という。）は区長に納付し、
それ以外の保育料は支給認定子ども
が受けた特定教育・保育等に
係る特定教育・保育施設又は特定地域
型保育事業者に支払うものとする。
(要保護世帯等に係る保育料)

を受ける満3歳未満保育認定子どもの
属する世帯に規則で定める子どもが
いる場合の当該満3歳未満保育認定子
どもに係る保育料の額は、規則で定め
るところによる。

- 2 第3条第2項第2号、前条及び前項
の規定にかかわらず、特定教育・保育
等を受ける満3歳未満保育認定子ども
の属する世帯が規則で定める世帯で
ある場合であつて、当該世帯に規則で
定める者がいるときの当該満3歳未満保
育認定子どもに係る保育料の額は、規
則で定めるところによる。

(区立子供園に係る保育料)

第5条 前3条の規定にかかわらず、杉
並区立子供園条例（平成21年杉並区
条例第42号）第1条に規定する杉並
区立子供園における特定教育・保育又
は特別利用教育を受ける教育・保育給
付認定子どもの保育料については、同
条例の定めるところによる。

(区立保育所等延長保育料)

第6条 教育・保育給付認定保護者等
は、保育料のほか、保育所等条例第1
条第1項に規定する杉並区立保育所
（指定管理者が管理するものを除
く。）又は杉並区立小規模保育事業所
において当該教育・保育給付認定子ど
もに係る保育必要量を超えて当該教育

を受ける支給認定子どもの
属する世帯に規則で定める子どもが
いる場合の当該支給認定子ども
に係る保育料の額は、規則で定め
るところによる。

- 2 第3条第2項、前条及び前項
の規定にかかわらず、特定教育・保育
等を受ける支給認定子ども
の属する世帯が規則で定める世帯で
ある場合であつて、当該世帯に規則で
定める者がいるときの当該支給認定子
どもに係る保育料の額は、規
則で定めるところによる。

(区立子供園に係る保育料)

第5条 前3条の規定にかかわらず、杉
並区立子供園条例（平成21年杉並区
条例第42号）第1条に規定する杉並
区立子供園における特定教育・保育又
は特別利用教育を受ける支給認定子
どもの保育料については、同
条例の定めるところによる。

(区立保育所等延長保育料)

第6条 支給認定保護者等
は、保育料のほか、保育所等条例第1
条第1項に規定する杉並区立保育所
（指定管理者が管理するものを除
く。）又は杉並区立小規模保育事業所
において当該支給認定子ども
に係る保育必要量を超えて当該支給

・保育給付認定子どもが保育を受けたときは、当該保育に係る費用（以下「区立保育所等延長保育料」という。）を区長に納付しなければならない。

2 略

(通知)

第7条 区長は、保育料又は区立保育所等延長保育料の額を決定し、又は変更したときは、教育・保育給付認定保護者等に通知しなければならない。

(納付期限)

第8条 教育・保育給付認定保護者等は、保育所等保育料又は区立保育所等延長保育料を指定された期限までに納付しなければならない。

(督促及び滞納処分)

第9条 区長は、教育・保育給付認定保護者等が保育所等保育料を前条の規定による期限までに納付しないときは、期限を指定して督促しなければならない。

2 略

認定子どもが保育を受けたときは、当該保育に係る費用（以下「区立保育所等延長保育料」という。）を区長に納付しなければならない。

2 略

(通知)

第7条 区長は、保育料又は区立保育所等延長保育料の額を決定し、又は変更したときは、支給認定保護者等に通知しなければならない。

(納付期限)

第8条 支給認定保護者等は、保育所等保育料又は区立保育所等延長保育料を指定された期限までに納付しなければならない。

(督促及び滞納処分)

第9条 区長は、支給認定保護者等が保育所等保育料を前条の規定による期限までに納付しないときは、期限を指定して督促しなければならない。

2 略

附則第6項による改正（杉並区立子供園条例の一部を改正する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
杉並区立子供園条例（平成21年杉並区条例第42号）の一部を次のように改	杉並区立子供園条例（平成21年杉並区条例第42号）の一部を次のように改

正する。

別表杉並区立成田西子供園の項 中
「杉並区成田西一丁目 2 8 番 6 号」を
「杉並区成田西二丁目 2 4 番 2 1 号」に
改める。

正する。

別表第 1 杉並区立成田西子供園の項中
「杉並区成田西一丁目 2 8 番 6 号」を
「杉並区成田西二丁目 2 4 番 2 1 号」に
改める。

保育料（保育所等）改定資料

改正後						
階層区分			保育料月額			
階層	条件		0歳児		1・2歳児	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法による被保護世帯等		0円	0円	0円	0円
B	区民税非課税世帯		0円	0円	0円	0円
C	区民税均等割のみ課税世帯		2,200円	2,100円	2,000円	1,900円
D	1	5,000円未満	2,800円	2,700円	2,600円	2,500円
	2	5,000円以上 8,200円未満	3,700円	3,600円	3,400円	3,300円
	3	8,200円以上 11,100円未満	8,000円	7,800円	7,300円	7,100円
	4	11,100円以上 20,000円未満	9,900円	9,700円	9,100円	8,900円
	5	20,000円以上 33,300円未満	11,200円	11,000円	10,300円	10,100円
	6	33,300円以上 48,600円未満	18,400円	18,000円	16,900円	16,600円
	7	48,600円以上 57,700円未満	18,800円	18,400円	17,200円	16,900円
	8	57,700円以上 77,100円未満	22,900円	22,500円	21,000円	20,600円
	9	77,100円以上 97,000円未満	25,800円	25,300円	23,600円	23,100円
	10	97,000円以上 128,500円未満	28,300円	27,800円	25,900円	25,400円
	11	128,500円以上 169,000円未満	30,600円	30,000円	28,000円	27,500円
	12	169,000円以上 183,500円未満	33,000円	32,400円	30,200円	29,600円
	13	183,500円以上 211,200円未満	35,000円	34,400円	32,100円	31,500円
	14	211,200円以上 233,700円未満	37,200円	36,500円	34,100円	33,500円
	15	233,700円以上 256,300円未満	39,000円	38,300円	35,700円	35,000円
	16	256,300円以上 283,700円未満	41,000円	40,300円	37,600円	36,900円
	17	283,700円以上 301,100円未満	42,800円	42,000円	39,200円	38,500円
	18	301,100円以上 338,500円未満	44,600円	43,800円	40,900円	40,200円
	19	338,500円以上 366,000円未満	46,200円	45,400円	42,300円	41,500円
	20	366,000円以上 397,000円未満	48,000円	47,100円	44,000円	43,200円
	21	397,000円以上 435,400円未満	52,000円	51,100円	47,700円	46,800円
	22	435,400円以上 481,300円未満	58,600円	57,600円	53,700円	52,700円
	23	481,300円以上 540,800円未満	64,400円	63,300円	59,000円	57,900円
	24	540,800円以上 616,100円未満	69,000円	67,800円	63,200円	62,100円
	25	616,100円以上 715,000円未満	73,200円	71,900円	67,100円	65,900円
	26	715,000円以上 850,900円未満	77,500円	76,100円	71,000円	69,700円
	27	850,900円以上 1,150,000円未満	82,200円	80,800円	75,300円	74,000円
	28	1,150,000円以上 1,300,000円未満	89,000円	87,400円	82,200円	80,800円
	29	1,300,000円以上	92,400円	90,800円	89,000円	87,400円